

かのん介護(日中一時支援)運営規程

(事業の目的)

第1条 株式会社A c c o m p a n i m e n t（以下「事業者」という。）が設置するかのん介護(以下「事業所」という。)において実施する、地域生活支援事業の日中一時支援事業（以下「日中一時支援」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、日中一時支援の円滑な運営管理を図るとともに、利用者及び障がい児（以下「利用者等」という。）の意思及び人格を尊重し、利用者等の立場に立った適切な日中一時支援の提供を確保することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所は、利用者等の意思及び人格を尊重し、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者等の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ、及び食事の介護その他必要な保護を適切かつ効果的に行うものとする。

2 日中一時支援の実施にあたっては、利用者等の必要な時に必要な日中一時支援の提供ができるよう努めるものとする。

3 日中一時支援の実施にあたっては、地域や家庭との結びつきを重視し、関係市町村、他の地域生活支援事業者及び指定障がい福祉サービス事業者等、その他福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者等との密接な連携に努めるものとする。

4 前3項のほか、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)及び池田市地域生活支援事業実施規則等に定める内容のほか関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業の運営)

第3条 日中一時支援の提供に当たっては、事業所の従業者によってのみ行うものとし第三者への委託は行わないものとする。

(虐待防止に関する事項)

第4条 事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止に関する責任者の選定及び設置
- (2) 成年後見制度の利用支援
- (3) 苦情解決体制の整備
- (4) 従業者に対する虐待防止研修の実施
- (5) 虐待防止委員会の設置

(事業所の名称等)

第5条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名 称 かのん介護
- (2) 所在地 大阪府箕面市瀬川二丁目7番19号

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第6条 事業所における職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名(常勤)
- (2) 管理者は、従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている日中一時支援の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守させるため必要な指揮命令を行う。
- (3) サービス提供責任者 1名以上(うち1名は常勤)
サービス提供責任者は、事業所に対する日中一時支援の利用の申込みにかかる調整を行ない、日中一時支援に係るサービス提供計画を作成し、利用者及びその家族にその内容を利用者及びその同居家族に説明し、交付する。サービス提供計画作成後においても、サービスの実施状況の把握を行い、必要に応じて当該計画の変更を行う。
また、従業者に対する技術指導等のサービスの内容の管理等を行う。
- (4) 従業者 2.5名以上(常勤1名以上、非常勤1.5名以上)
従業者は、日中一時支援に係るサービス提供計画に基づき日中一時支援の提供に当たる。なお、人員数については、業務の状況により増員することができるものとする。

(利用定員)

第7条 事業所の利用定員は、3人とする。

(営業日及び営業時間等)

第8条 事業所の営業日及び営業時間並びにサービス提供日及びサービス提供時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日、12月29日から1月3日を除く。
- (2) 営業時間 午前9時から午後5時とする。
- (3) サービス提供日 12月29日から1月3日を除く毎日。
- (4) サービス提供時間 午前9時から午後10時とする。

(日中一時支援を提供する主たる対象者)

第9条 事業所において日中一時支援を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

- (1) 身体障がい者(全身性障害者・肢体不自由)

- (2) 知的障がい者
- (3) 精神障がい者
- (4) 難病等対象者
- (5) 障がい児(18歳未満の身体障がい者及び知的障がい者)

(日中一時支援の内容)

第10条 事業所で行う日中一時支援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 食事の提供
- (2) 身体等の介護
- (3) 健康管理
- (4) 家族との連携
- (5) 利用者又は家族に対する相談及び援助
- (6) その他利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するために必要な保護又は支援
- (7) 前各号に掲げる便宜に附帯する便宜
- (8) 1号から6号に附帯するその他必要な介護、相談、助言

(利用者または障害児の保護者から受領する費用の額等)

第11条 日中一時支援を提供した際の利用料の額は、サービスに要した費用の1割とする。ただし、利用者等の受給者証に記載された月額上限額の範囲内とする。

2 第1項のほか、次に定める費用については、利用者等から徴収するものとする。

- (1) 食事の提供に係る費用 実費
- (2) 日用品費 実費
- (3) レクリエーション費 実費
- (4) その他日中一時支援の提供において要する費用のうち、日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、利用者等に負担させることが適当と認められるものの実費

3 第2項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者及び障がい児の保護者に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者及び障がい児の保護者の同意を得るものとする。

4 第1項及び第2項の費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収書を利用者及び障がい児の保護者に対して交付するものとする。

(通常の事業の実施地域)

第12条 通常の事業の実施地域は、池田市の全域とする。

(法定代理受領通知)

第13条 池田市から日中一時支援に係る給付費を代理受領した際には、利用者及び障

がい児の保護者に対し、当該利用者等に係る給付費の額を通知するものとする。

(緊急時及び事故発生時等における対応方法)

第14条 現に日中一時支援の提供を行っている時に、利用者等に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに利用者等の主治医への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。

2 主治医への連絡等が困難な場合には、医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとする。

3 日中一時支援の提供により事故が発生した場合は、池田市や当該利用者等の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。

4 日中一時支援の提供により賠償すべき事故が発生したときは、速やかに損害を賠償するものとする。

(苦情解決)

第15条 提供した日中一時支援に関する利用者等及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。

2 提供した日中一時支援に関し、池田市が行う報告もしくは文書その他の物件の提出もしくは提示の命令、又は池田市の職員からの質問もしくは事業所の設備もしくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者等並びにその家族からの苦情に関して池田市が行う調査に協力するとともに、池田市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力するものとする。

(個人情報の保護)

第16条 事業所は、その業務上知り得た利用者等及びその家族の個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)その他関係法令等を遵守し、適正に取り扱うものとする。

2 従業者は、その業務上知り得た利用者等及びその家族の秘密を保持するものとする。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者等及びその家族の秘密を保持するため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約または労働条件通知書の内容に含むものとする。

4 事業所は他の障がい福祉サービス事業者等に対して、利用者等及びその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者等及びその家族の同意を得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

第17条 事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のため、次の措置を講ずる。

- (1) 虐待防止に関する責任者の選定及び設置
- (2) 成年後見制度の利用支援
- (3) 苦情解決体制の整備
- (4) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施
- (5) 虐待の防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催及びその結果について従業者への周知徹底

(身体拘束等の禁止)

- 第18条 事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者もしくは他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わないものとする。
- 2 事業所は、身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録するものとする。
 - 3 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずるものとする。
 - (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の定期的な開催及びその結果について従業者への周知徹底
 - (2) 身体拘束等の適正化のための指針の整備
 - (3) 従業者に対する、身体拘束等の適正化のための研修の定期的な実施

(業務継続計画の策定等)

- 第19条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対し必要なサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
 - 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理等)

- 第20条 事業所は、従業者の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。
- 2 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
 - (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること
 - (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

(その他運営に関する重要事項)

第21条 事業所は、従業者の資質の向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備するものとする。

(1) 採用時研修 採用後1か月以内

(2) 継続研修 年12回以上

2 事業所は、職員、設備、備品、会計に関する諸記録並びに利用者等に対する日中一時支援の提供に関する諸記録を整備し、その完了の日から5年間保存するものとする。

3 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は事業者と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和4年12月1日から施行する。

この規程は、令和7年3月1日から改定する。

この規程は、令和7年4月1日から改定する。

この規程は、令和7年7月1日から改定する。